

1 計画改定の趣旨

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の社会経済システムは、物質的な豊かさを私たちにもたらした一方で、発生する環境負荷は地球上に様々な問題を引き起しています。

そのひとつである環境問題は、ごみ問題や開発による緑地の消失など、身近な生活環境の問題から、二酸化炭素による温暖化など、ひとつの国や地域にとどまらない地球環境問題にまで拡大しています。このまま対策を講じなければ、やがて現在の社会を継続することが難しくなり、次世代に豊かな環境を引きつぐことが不可能となります。

ごみの減量化・資源化を推進することで、環境への負荷を低減し、将来の子供たちに、豊かな環境を残していくという、現代に生きる私たちの責務を果たすことができるだけでなく、最終処分場の延命化やごみ焼却工場の改修を遅らせることができ、財政的な効果も期待できます。

さらに、ものを大切にすることを広めることで、地球を、自然を、人の命を大切にすることを育むこともできます。

しかし、横浜市のごみ量は増えつづけており、廃棄物による環境への負荷も増大しています。

環境問題に対する意識等の調査結果（平成13年度横浜市民意識調査より）

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
関心のある環境問題	地球温暖化やオゾン層破壊等地球環境問題	ダイオキシン・環境ホルモン等有害化学物質問題	自動車排気ガス等大気汚染問題	リサイクル推進や廃棄物問題	産業排水や生活排水等水質汚濁問題
行政が取り組むべき環境問題	大気・水質などの監視・測定の充実	ごみの分別収集やリサイクルの推進	自動車の排気ガス対策	家電製品や自動車等の不法投棄防止対策	環境問題に関する調査・研究の充実
実施している環境を守る行動	節電・節水につとめている	自然環境を壊さないよう出かけたときはごみを持ち帰る	排水溝などに食品くずや廃油等を流さない	ものを大切にすること	詰め替え商品等を使い、包装紙・レジ袋は断る

・ ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質、産業廃棄物の不法投棄など、廃棄物にかかわる環境汚染の問題に関心が寄せられています。

・ 行政が取り組むべき環境問題として、「ごみの分別収集やリサイクルの推進」が上位を占めています。

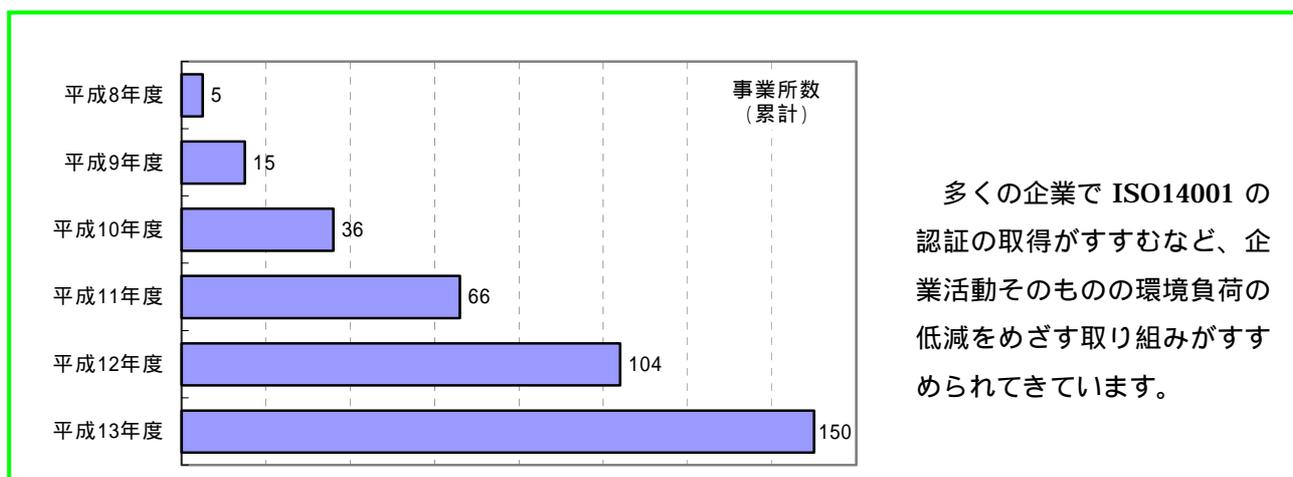
また、市民・事業者の環境意識が高まるなかで、ダイオキシン類による環境汚染や二酸化炭素による地球温暖化に大きな関心が寄せられるとともに、ごみの分別収集やリサイクルの推進への要望が増えており、自ら環境に配慮した行動をとるようになってきています。

一方、国においても、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法など、循環型社会の構築に向けた廃棄物・リサイクル法体系が整備されてきました。

さらに、これからの非「成長・拡大」の時代にあっては、「民の力が存分に発揮される社会」の実現をめざすなかで、一人ひとりの市民、各種市民団体、NPO、民間企業などが、主体的にごみ問題に取り組めるよう、参加・協力できるシステムが必要となっています。

こうした社会経済情勢の変化に対応し、焼却・埋立処分を中心とする廃棄物対策からの転換をはかり、循環型社会を構築するため、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会からの答申(「一般廃棄物処理計画の改定に向けた基本的な考え方について」)や市民の方々の意見をふまえ、昨年12月に策定した、市政運営における政策面での基本的な指針となる中期政策プランとの整合をはかりながら、平成5年に策定した一般廃棄物処理基本計画を改定します。

横浜市内の「ISO14001」認証取得状況(神奈川県環境科学センターホームページより)



企業などの組織が、事業活動にともなう環境への影響を自主的かつ継続的に改善していくシステムを定めた国際規格です。

2 横浜市の一般廃棄物対策の現状と課題

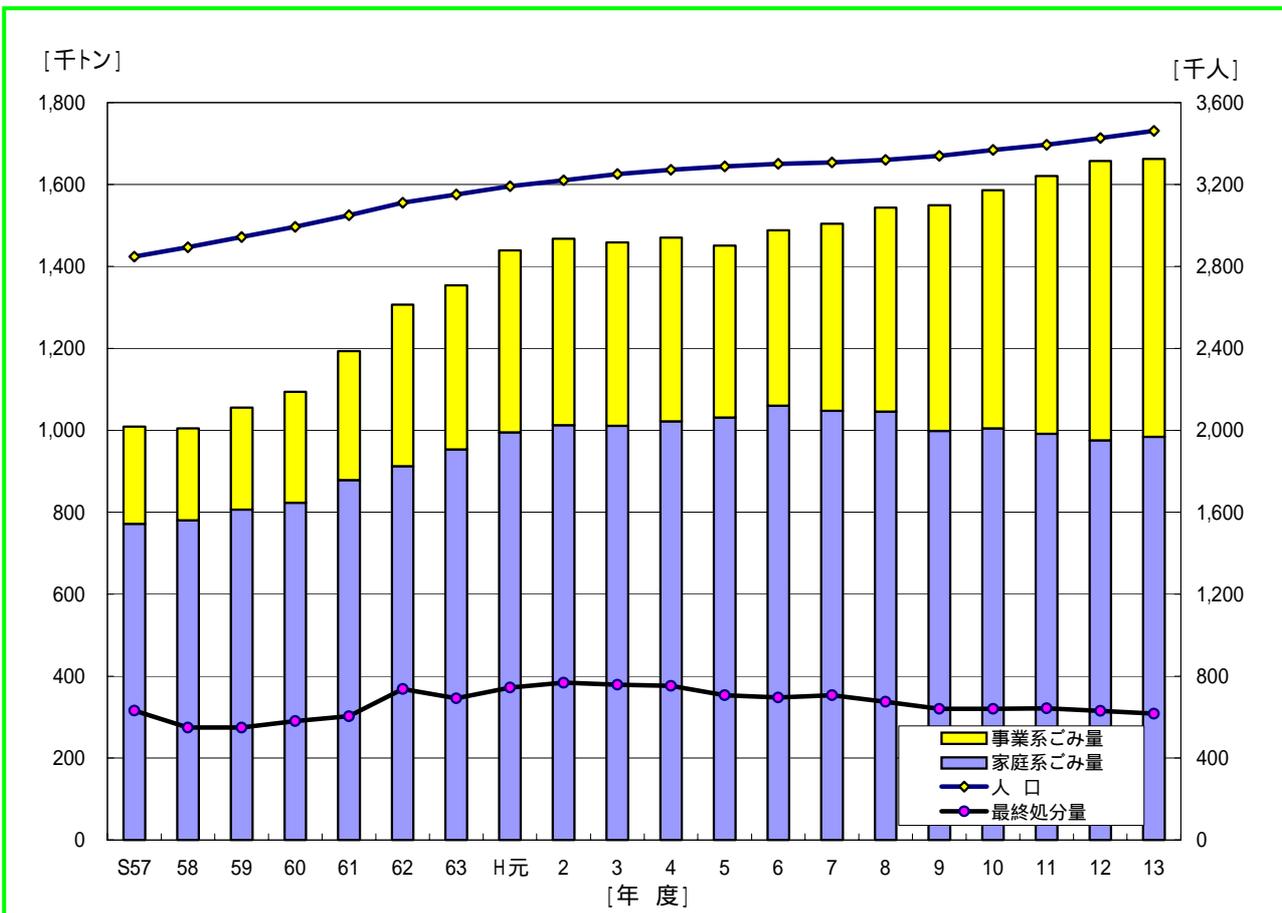
(1) ごみ量とごみ組成

ごみ量

横浜市のごみ量（市施設搬入量）は、近年、人口の伸びを上回って増加しています。家庭系ごみが横ばいないし微減傾向にあるのに対して、事業系ごみは増加傾向を示しています。

徹底的なごみの減量化・資源化を推進し、焼却処理が必要となるごみ量を抑制し、埋立処分量を削減することで、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減していくことが、廃棄物対策の最重要課題となっています。

横浜市のごみ量、人口の推移



ごみ組成

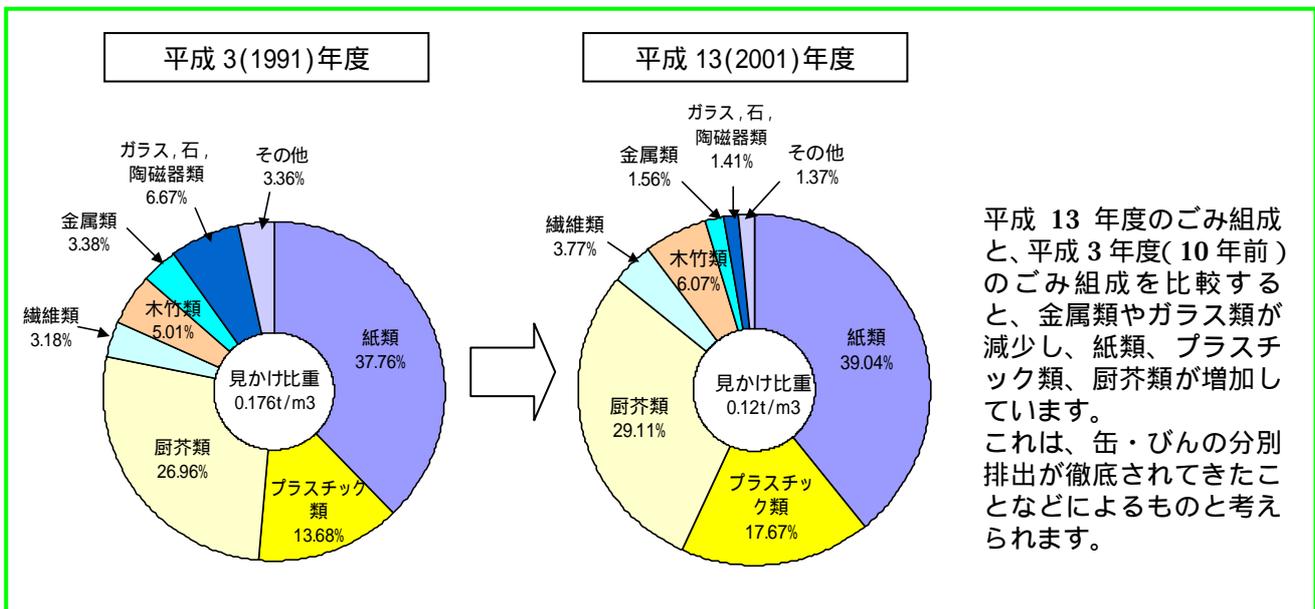
ごみ焼却工場に搬入されるごみの組成をみると、プラスチック類・紙類の占める割合が高くなっており、現在では、おおむね紙類が40%、プラスチック類が20%、厨芥類が30%となっています。

一般廃棄物のなかには、塗料や薬品など、有害性や危険性の点から排出禁止物*に指定しているもの、蛍光灯や二次電池など重金属を含むものなども含まれています。また、それ自体は無害であっても、焼却によって他の物質と反応し、ダイオキシン類などを生成するようなものもあります。

これらの物質は、焼却処理における環境への負荷を増加させるとともに、ごみ焼却工場設備への負荷を増大させ、運転管理に大きな影響を及ぼす可能性があり、ごみ焼却工場などの処理施設に搬入される廃棄物の検査を徹底していく必要があります。

ごみ焼却工場搬入ごみの組成の変化（湿/湿基準）

ごみの各組成重量の全重量に対する割合を水分を含んだ状態で表したもの



* 排出禁止物とは

本市では、有害性のあるものや危険性のあるものなど、市の収集や処理に支障のある廃棄物を「排出禁止物」(横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(以下、「廃棄物処理条例」という。)第 30 条)として定め、事業者に収集や処理の協力を求めています。

今後、事業者による自主回収・リサイクルの進展にあわせて、こうした排出禁止物制度などを積極的に活用して、排出されたものの確実な“受け皿”を確保するとともに、市民・事業者へ回収方法を周知するなど、その積極的な協力が得られるようにしていく必要があります。

(2) 減量化・資源化

家庭系ごみ

これまでのおもな取り組み

平成元年	7月	資源集団回収実施団体への奨励金助成を開始 (平成5年より、実施団体から資源物を回収する事業者への助成も開始)
平成2年	12月	缶・びんを対象とする分別収集を一部地域で開始 (平成7年10月に全市域に拡大)
平成6年	8月	「横浜市包装の適正化及び包装材の回収・リサイクルに関する指針」策定
平成7年	5月	再生利用等促進物*を指定、その後順次拡大
平成9年	1月	粗大ごみ有料化
	3月	資源回収ボックスの設置、その後順次拡大
	10月	小さな金属類の分別収集実施
平成11年	2月	ペットボトルの分別を一部地域で開始(平成14年3月に全市域に拡大)
平成12年	2月	家庭ごみの排出方法に半透明袋を導入

分別収集の拡大や資源回収ボックスの設置などにより、市民の分別排出に対する理解が深まり、発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) (いわゆる3R) の推進や適正排出への取り組みがすすんできました。今後、さらに分別を徹底していかなければなりません。

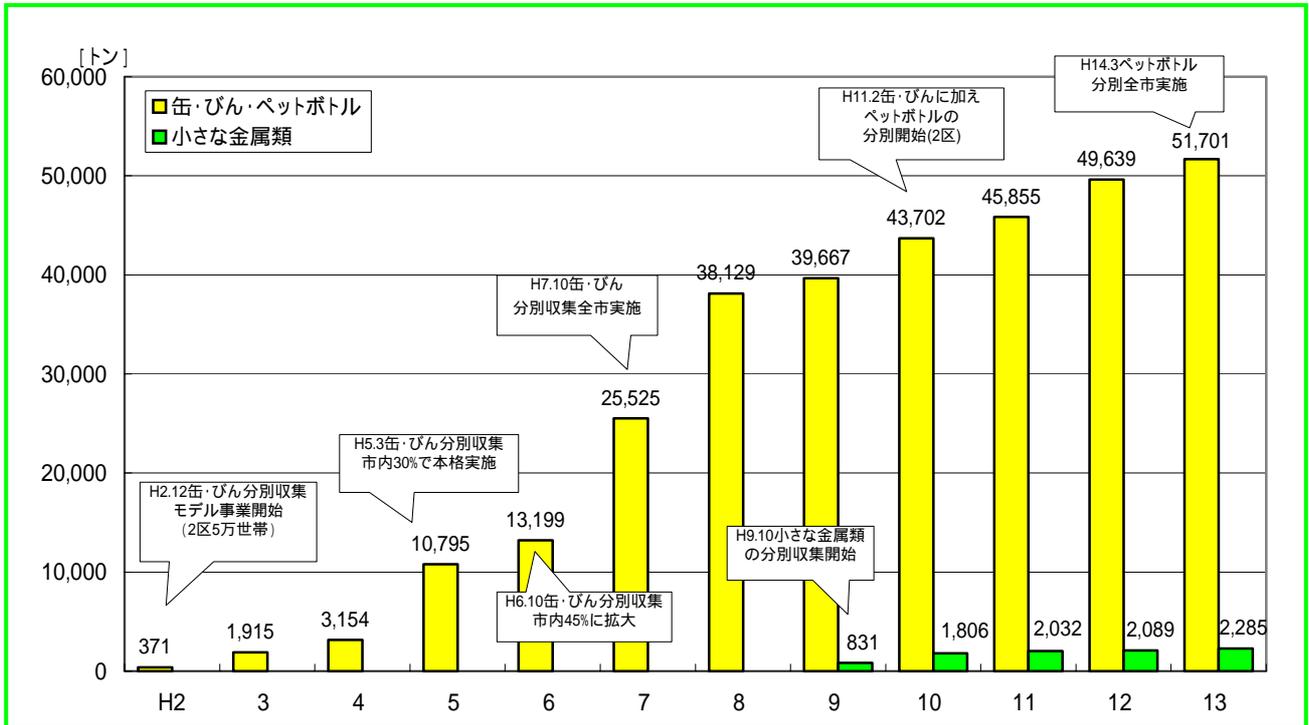
また、粗大ごみは、平成9年1月の全量有料化により、排出量が大きく減少しましたが、その後再び増加傾向を示しています。

* 再生利用等促進物とは

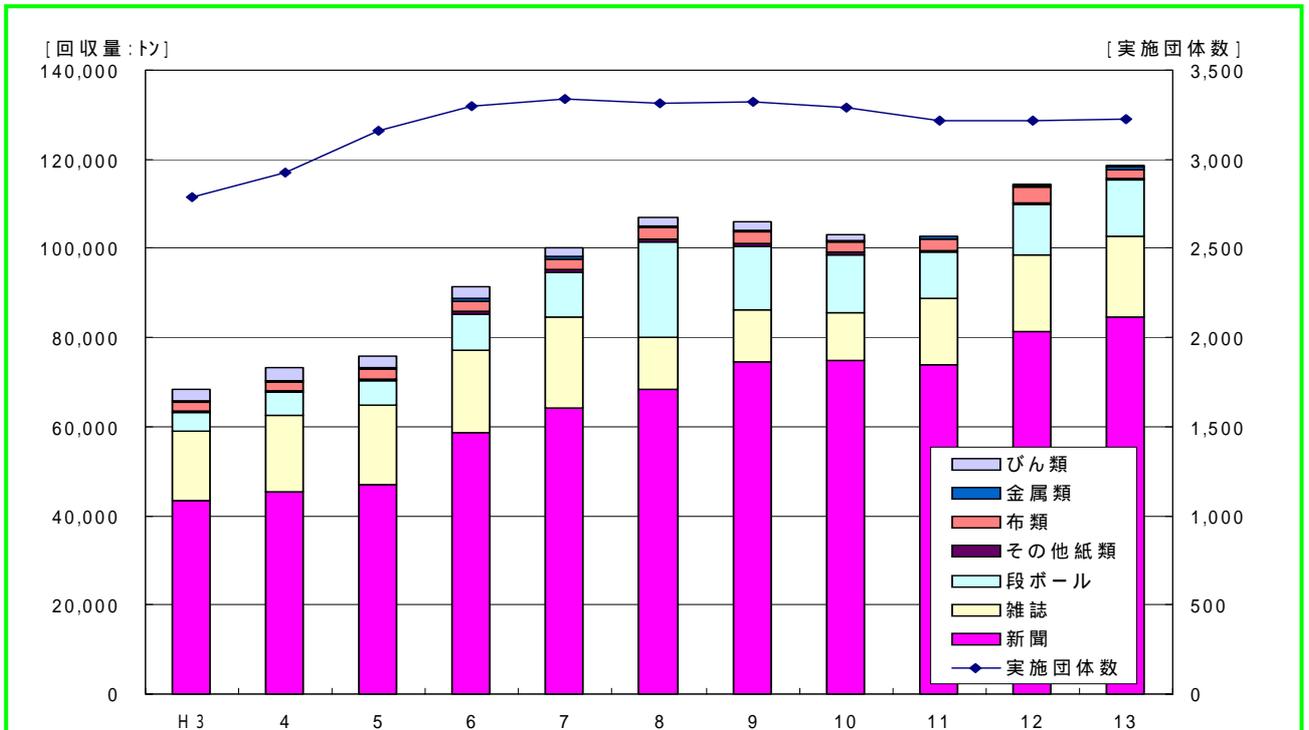
本市では、事業者容器包装等の自主回収やリサイクルなどを求める制度として「再生利用等促進物」(廃棄物処理条例第16条)を定めており、現在、アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・リターナブルびん・ワンウェイびん・発泡スチロールトレイ・紙パック・事業系古紙の8品目を指定しています。

しかし、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)が施行されたことで、容器包装の分別収集が市町村の役割となり、法に定められた事業者の役割である再商品化に加え、自主回収の実施に対する小売事業者等の協力を得ることが困難になってきています。事業者の責任と負担による回収システムを拡充するため、新たなしくみづくりが必要となっています。

資源となるものの分別収集量の推移



資源集団回収の品目別回収量、実施団体数の推移

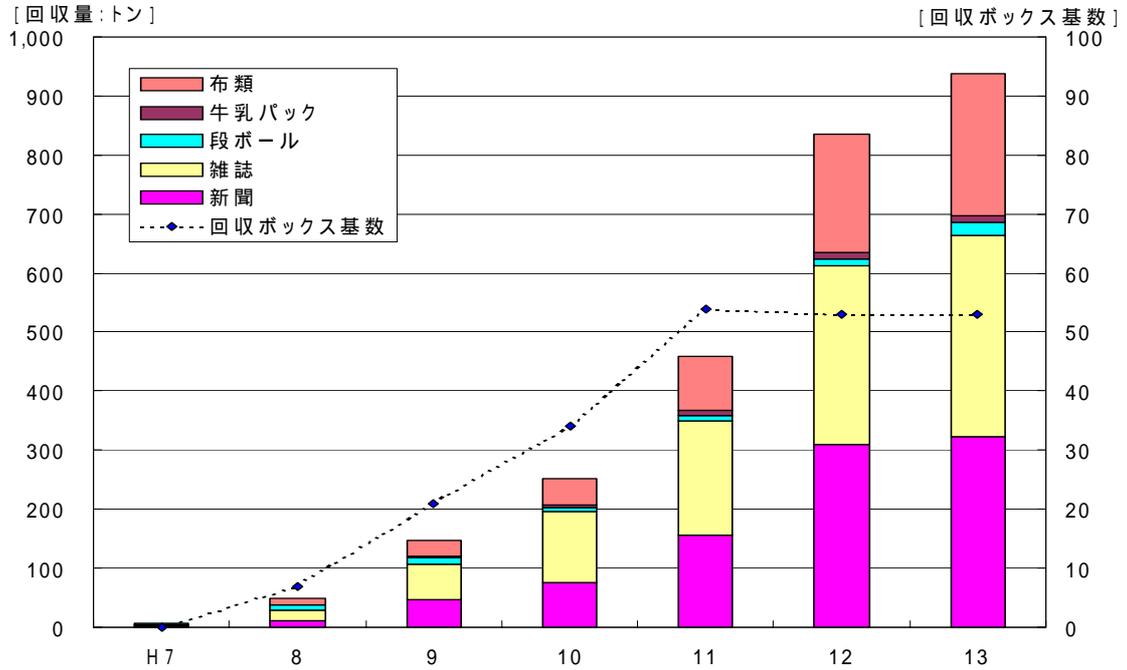


古紙・古布等の資源物の回収は、自治会・町内会、子供会やPTAなどの資源集団回収実施団体と資源回収業者により、地域の自主的なリサイクル活動として取り組まれてきました。資源集団回収の回収量、実施団体数は奨励金など支援策が講じられ拡大したものの、最近では、伸び悩み傾向がみられます。

2 横浜市的一般廃棄物対策の現状と課題

資源デポ 品目別回収量の推移

常設の資源回収拠点のことで、資源回収センターと資源回収ボックスがあります。



市民が自主的に紙類や布類などを持ち込める回収拠点として、平成8年1月に港南資源回収センターを開設するとともに、平成9年3月から資源回収ボックスを市内各所に設置することで、資源デポシステムを整備してきました。
 今後は、資源回収ボックスの設置を拡大することで、分別排出の利便性を向上させるとともに、分別排出の徹底に向けたPRにつとめていく必要があります。

事業系ごみ

これまでのおもな取り組み

平成 5 年	4 月	施設搬入料金及び収集処理料金を改定 (施設搬入 6 円 9.5 円、収集処理 17 円 26 円)
平成 7 年	7 月	多量排出事業所に対して許可業者収集への移行を指導
平成 9 年	1 月	事業系ごみ全量有料化にともなう適正排出指導の強化
平成 13 年	4 月	施設搬入料金を改定(施設搬入 9.5 円 13 円) 市の収集を廃止し、全面的に許可業者収集へ移行

処理料金の改定、許可業者収集への移行、減量化・資源化指導など、適正排出や減量・リサイクルの推進に向けて、様々な対策を講じてきました。こうした取り組みにもかかわらず、事業系ごみの量は、全体として増加傾向が続いています。

事業系ごみの排出を抑制することが重要な課題となっています。排出事業所に対しては、立入調査や指導などの規制的な手法だけでなく、環境・リサイクル関連情報の提供、ごみの減量方法や資源化方法の助言などの誘導的な手法の導入が求められています。

一方、事業系ごみを収集している許可業者や直接搬入事業者に対しては、資源物や産業廃棄物の混入などの不適正な搬入の防止に向けた対策が急務となっています。

(3) 収集・運搬、処理・処分

収集・運搬

家庭ごみは週 3 回、資源となるもの（缶・びん・ペットボトルおよび小さな金属類、乾電池）は週 1 回、各区に設置した 18 か所の収集事務所を拠点に、本市職員による収集を行っています。

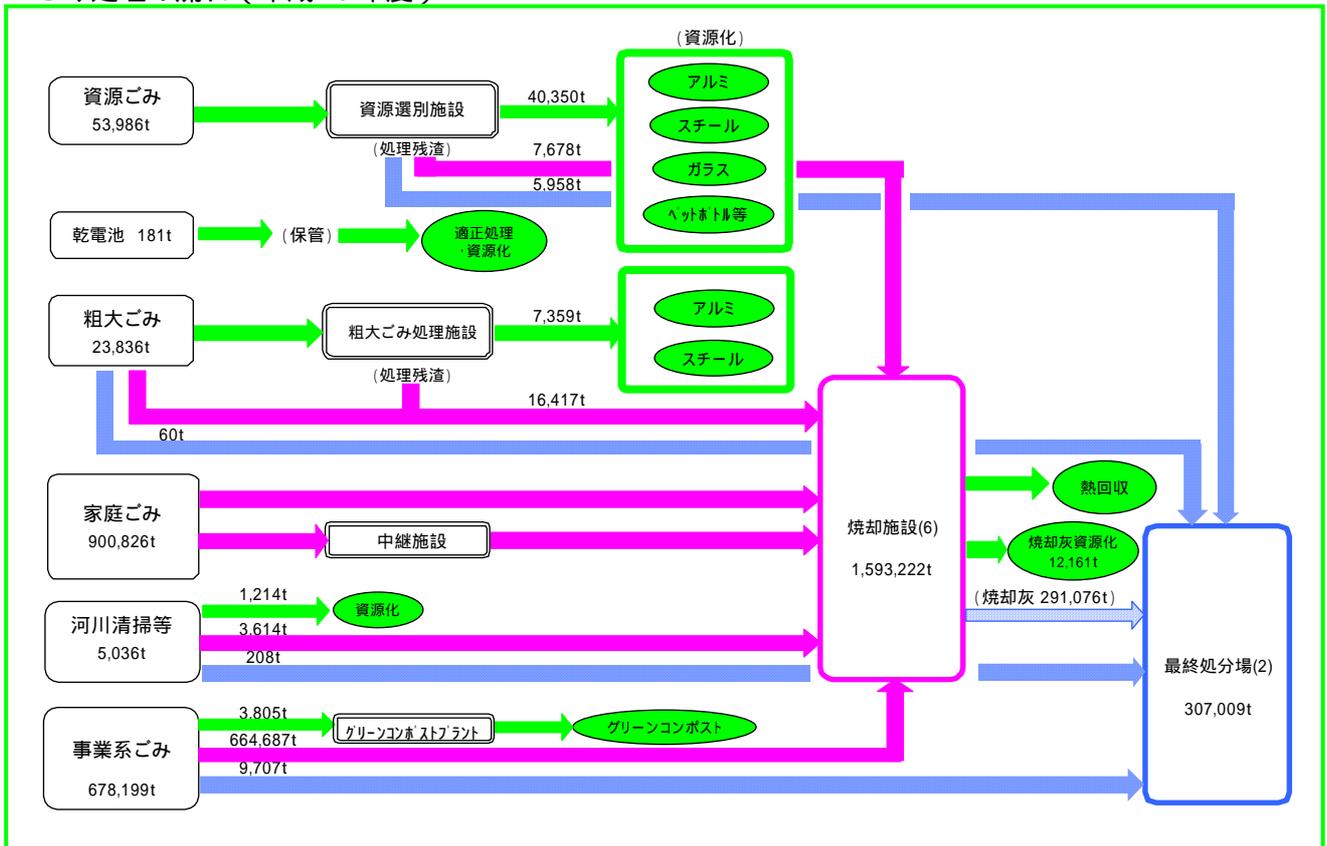
粗大ごみは、申告制戸別収集方式を導入し、横浜市廃棄物資源公社に業務委託をしています。

事業系ごみは、全面的に許可業者による収集となっています。

ごみの収集運搬については、市民の多様な生活様式に対応した収集サービスを提供するとともに、業務の効率化を推進し、処理コストの削減と適正化をはかることが求められています。

また、収集・運搬作業における安全対策や、収集車輛の低公害化の促進による環境対策の強化なども必要となっています。

ごみ処理の流れ（平成 13 年度）



処理・処分

本市では、1980年代中ごろに、可燃性のごみのほぼ全量を衛生的かつ安全に焼却できる体制を整備し、現在は、6つのごみ焼却工場で処理を行っています。

不燃性のごみと焼却残さ¹は、内陸部の神明台処分地と、臨海部の南本牧廃棄物最終処分場の2か所で埋立処分しています。

ごみ量の増加にともなって、焼却などの処理が必要なごみも増えつづけており、このまま対策を講じなければ、すぐにごみ焼却工場の改修や、最終処分場の整備が必要となり、膨大なコストがかかります。

とくに最終処分場は、現状のままでごみ量が推移すると、平成19年度中には、既存処分場の容量を上回ることが予想されています。

また、ダイオキシン類による環境汚染や二酸化炭素による地球温暖化など地球規模の環境問題への対応が求められるなか、焼却・埋立処分における環境への負荷をできる限り低減していく必要があります。

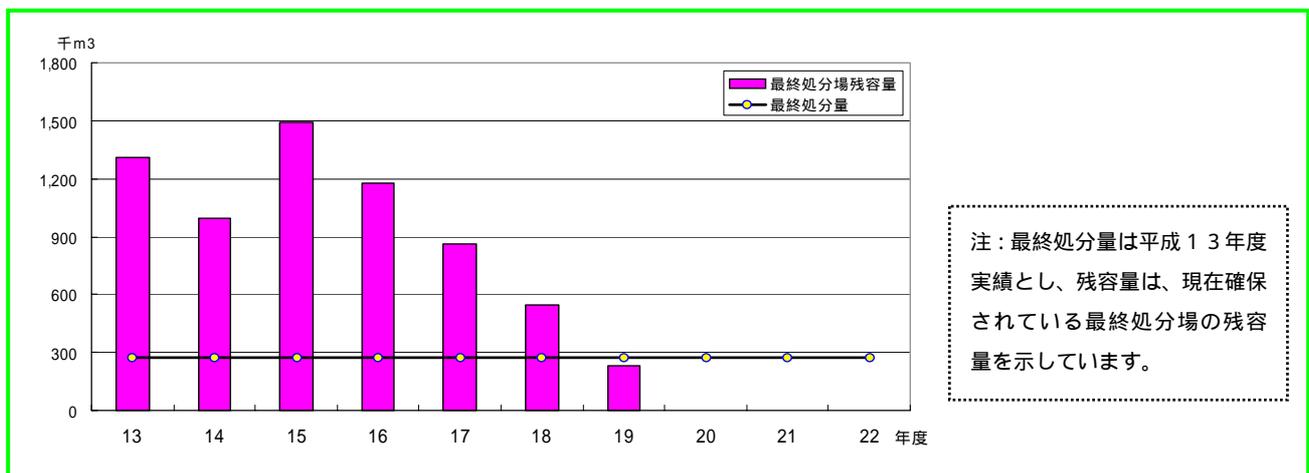
ごみの減量化・資源化に全市民をあげて全力で取り組み、ごみ排出量²をできる限り削減することで、処理処分に係るコストを削減し、環境への負荷を低減していかなければなりません。

一方で、処理施設での搬入時間を拡大するなど、サービスの向上をはかるとともに、施設運営の効率化を推進するなど、市民・事業者のニーズに対応できる処理・処分体制を確立していく必要があります。

1 ごみ焼却工場から最終的に排出される残さをいい、焼却灰と焼却飛灰があります。

2 ごみとして排出されるもののうち、資源物として排出されるものを除く量をいいます。

最終処分量が現状のまま推移した場合の処分場残容量の推移



3 廃棄物対策の基本理念

(1) 「環境行動都市」の創造に向けて

ごみ問題を環境問題、資源・エネルギー問題の一環としてとらえ、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生を抑制するとともに、徹底した分別をはかり、再生利用を推進することで、限りある資源・エネルギーの消費の節減と循環的な利用を促進し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「循環型社会」の実現をめざします。

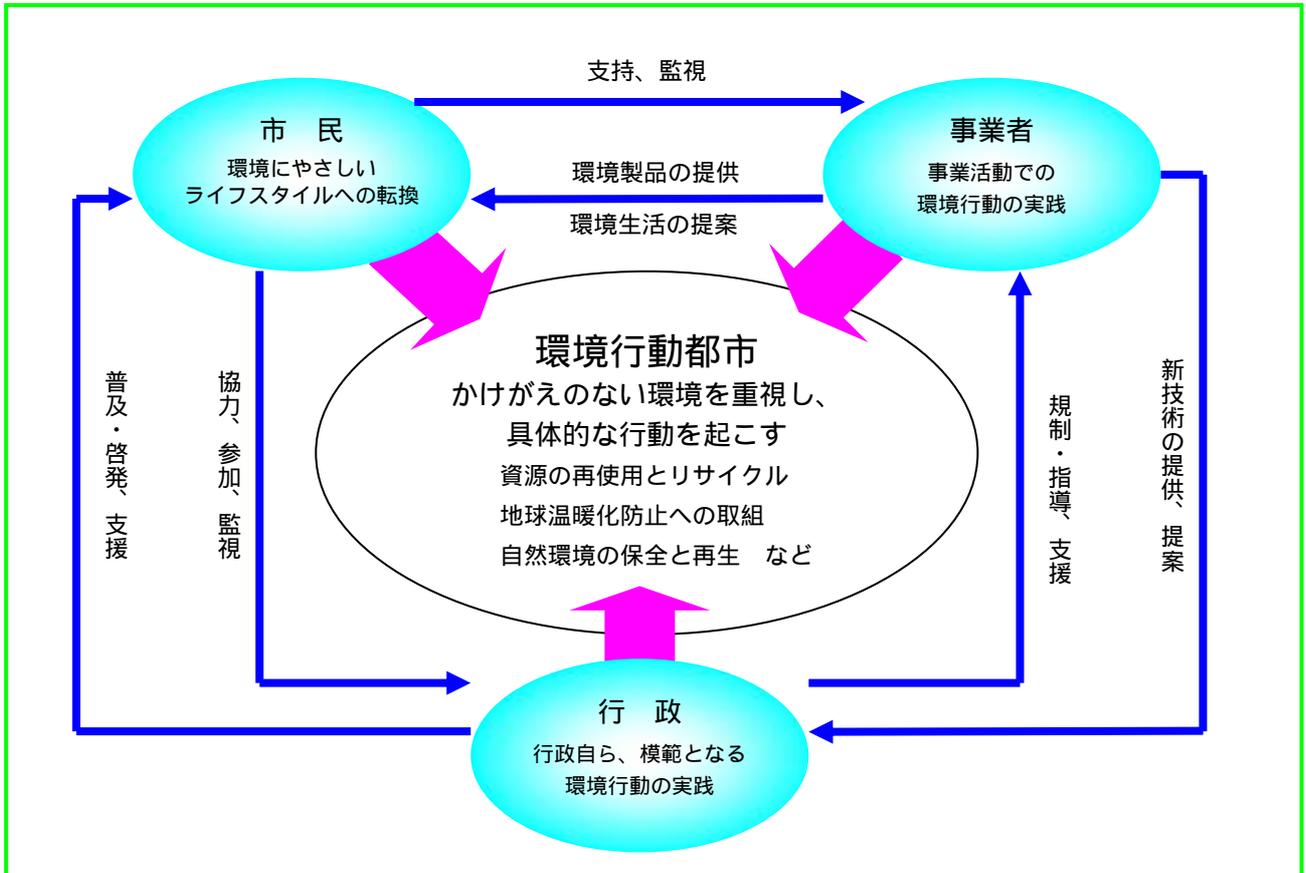
大量生産・大量消費・大量廃棄などのしくみを見直し、資源循環型の社会経済システムとライフスタイルを推進することで、限りある資源・エネルギーを有効に活用し、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減します。

循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位をふまえ、ものを大切にする生活スタイルを広め、発生抑制・再使用を推進するとともに、資源物を徹底的に分別し、再生利用をすすめるなど、焼却・埋立処分が必要となるごみをできる限り削減します。

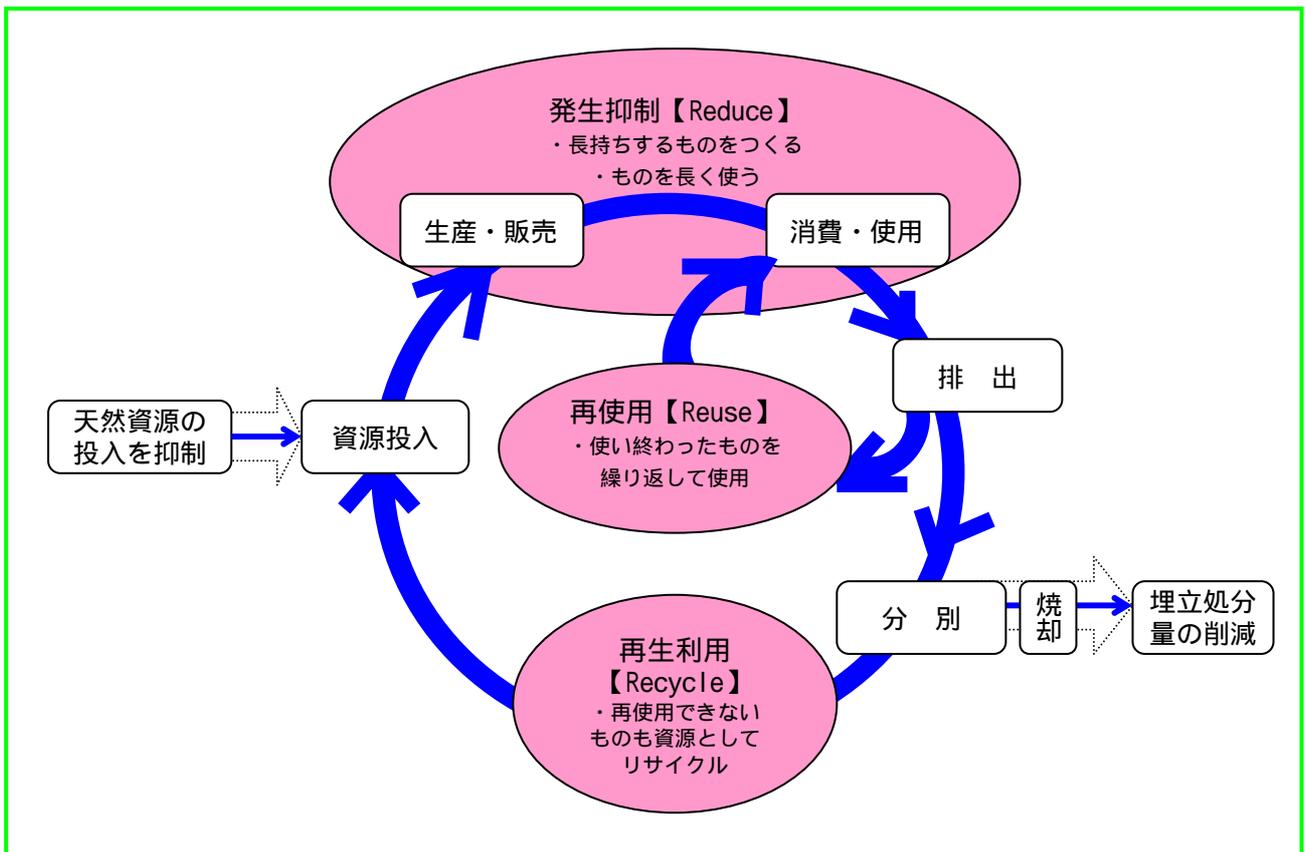
また、処理が必要となるごみについては、環境保全対策に万全を期した適正な処理をすすめるなど、環境負荷の低減に配慮した廃棄物対策を推進します。

「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やりサイクルの取り組みの優先順位を、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分と定めています。

持続可能な社会をつくる環境行動都市の実現（中期政策プランより）



「物の流れ」と「市民・事業者・行政の役割」（中期政策プランより）



(2) 廃棄物対策の5つの柱

「環境行動都市」の創造に向け、基本理念に基づき今後の廃棄物対策における5つの柱を定めます。

- 1 市民・事業者と行政がお互いに知恵を出し、工夫をし、力を出し合い、一体となつてごみの減量化・資源化に全力で取り組みます。
- 2 わかりやすい目標のもと、全市民・事業者が参加し、協力できるシステムにより、ごみの減量化・資源化に向けて積極的に行動していきます。
- 3 排出者責任・拡大生産者責任*の考え方のもと、市民・事業者・行政の役割をそれぞれが認識し、果たしていきます。
- 4 「発生抑制・再使用・再生利用、熱回収、適正処分」という、廃棄物処理の優先順位をふまえ、3Rの推進をはかったうえで、それでもなお廃棄物として排出されるごみを安全で安定的に処理します。
- 5 市民・事業者など、民の力を活用した美化活動、不法投棄防止対策などをすすめ、安全できれいなまちづくりを推進します。

* 排出者責任・拡大生産者責任とは

排出者責任 (Polluter Pays Principle)

廃棄物を排出するものがその適正な再使用・再生利用、処理に関する責任を負うべきであるという考え方です。

ごみの排出者である市民・事業者は、再使用、再生利用、分別排出に積極的に取り組むとともに、廃棄物の処理・処分にとまなう広い意味でのコストの公平な負担の検討が必要となっています。

拡大生産者責任 (Extend Producer Responsibility)

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄されたあとにおいても、当該製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方です。

製品の生産をもっともよく管理・制御できる事業者(製造事業者)は、市民や、小売業者・流通事業者などと協力して、生産活動、消費活動をつうじて発生する廃棄物を回収し、再使用、再生利用するしくみを構築することが求められています。

(3) 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政は適切にそれぞれの役割を果たしながら、協働して、「環境行動都市」の創造に向け、廃棄物対策に取り組んでいきます。

市民の役割

<p>消費者・排出者として (排出者責任)</p>	<p>環境に及ぼす影響に配慮し、環境にやさしいライフスタイルに転換する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものを長く使う(発生抑制) ・使い終わったものを繰り返し使用する(再使用) ・再使用できないものを資源としてリサイクルする(リサイクル) ・再生品、再使用品を積極的に利用する <p>分別排出を徹底する 地域における減量・リサイクル活動を積極的に実践する 地域の清潔の保持に主体的に取り組む</p>
-------------------------------	--

事業者の役割

<p>製造や流通にかかわる事業者として (拡大生産者責任)</p>	<p>生産・使用・廃棄などにおいて、資源・エネルギーの消費の節減に配慮し、長持ちするものを作る リサイクル技術を開発する 使用済み製品を回収・リサイクルし、修理体制を確保する 適当なりサイクルや処理・処分が行われるよう、製品情報を公開する</p>
<p>排出事業者として (排出者責任)</p>	<p>発生抑制、再使用、リサイクルを推進する 分別排出を徹底する 再生品、再使用品を積極的に利用する 自らの取り組みを積極的に公表し、環境情報を提供する 地域あるいは業種、業態別の減量・リサイクル活動の主体として取り組む</p>

行政の役割

<p>コーディネート役として</p>	<p>ごみ・環境問題に関する普及啓発や情報提供、情報交換を行う 市民や事業者の自主的・主体的な3Rの取り組みを支援する ISO14001の認証を取得、取り組み状況を公表し、民間の取り組みを誘導する 各種リサイクル制度の改善など、他都市と連携して関係機関に働きかける</p>
<p>減量化・資源化、 処理・処分にあたって</p>	<p>3Rのしくみをつくる 安全で安定的な焼却・埋立処分をすすめる 処理・処分における環境負荷を低減する 収集・運搬から処理・処分までの各段階における資源・エネルギーの消費を節減する 人員や機材、施設を有効活用することで効率化を推進しコストを削減する 廃棄物の種類や排出量、資源としての有用性などに応じた適切な収集方法や処理方法を検討し、実施する</p>
<p>排出事業者として (排出者責任)</p>	<p>発生抑制、再使用、リサイクルを推進する 分別排出を徹底する 再生品、再使用品を積極的に利用する 自らの取り組みを積極的に公表し、環境情報を提供することで、市民・事業者の3Rの取り組みを誘導する</p>

4 計画目標等

(1) 計画期間

本計画は、平成 14 (2002) 年度から平成 22 (2010) 年度までを計画期間とします。

(2) 計画のローリング

社会・経済状況の変化が激しいなか、廃棄物・リサイクルに関する法律、諸制度の整備など廃棄物対策をとりまく環境の変化が見込まれるため、3～5年で計画の見直しを行います。

(3) 計画の進行管理

「環境行動都市」の創造に向け、目標を達成するため、平成 18 年度までに実施可能な、さまざまな減量化・資源化施策をすすめます。

業務の執行体制や実施手法の見直しなど、より一層の効率化をすすめるとともに、施策事業とその効果について、第三者機関などによる客観的な評価を行います。

各施策の実施では、発生する環境負荷などのデータの集積につとめ、LCA 的評価 をあわせて実施していきます。

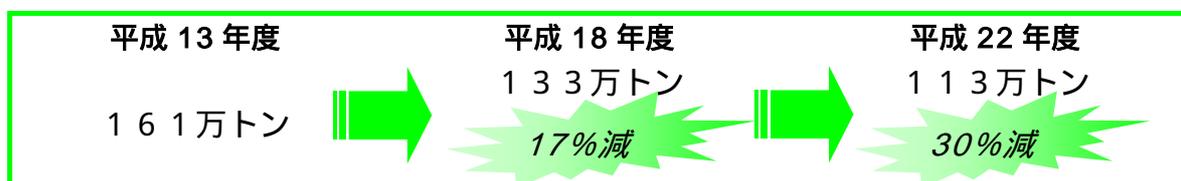
廃棄物対策における環境負荷を LCA (ライフサイクルアセスメント...製品等の資源採取から、使用、廃棄などすべての段階をつうじた環境への影響を定量的、客観的に評価する手法)の手法に準じて評価することをいいます。

(4) 実施計画の策定

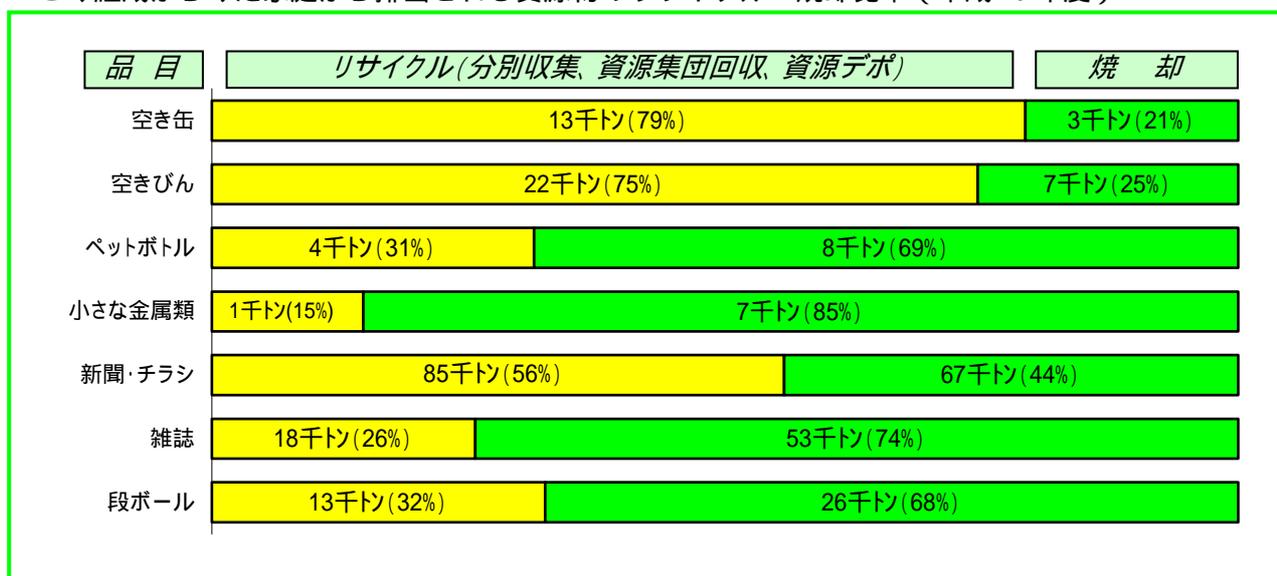
各年度の事業計画や各区ごとのわかりやすい数値目標を定める実施計画を策定、公表し、市民・事業者・行政が協働して、減量化・資源化施策に取り組みます。

(5) 計画目標

これまでの、「焼却と埋立処分を中心とした」廃棄物対策から、「市民・事業者・行政が協働し、ものを大切にする生活スタイルを広め、発生抑制・再使用を推進し、徹底的な分別をおこない、再生利用をすすめることで、焼却・埋立処分が必要となるごみをできる限り削減することを基本とする」廃棄物対策への転換をはかり、平成 22 年度におけるごみ排出量を、平成 13 年度実績に対し、30%削減します。



ごみ組成からみた家庭から排出される資源物のリサイクル・焼却比率（平成 13 年度）



(6) 減量化・資源化の目標

平成 18 年度、平成 22 年度における市民ひとり 1 日あたりのリサイクル量とごみ排出量の目標を定めます。目標達成に向けて、市民一人ひとりが、自発的・自主的にごみの減量化・資源化に積極的に取り組みます。

市民ひとり 1 日あたりのリサイクル量 (平成 13 年度実績に対する目標)

平成 18 年度	75% (223 g) 増やします。
平成 22 年度	130% (378 g) 増やします。

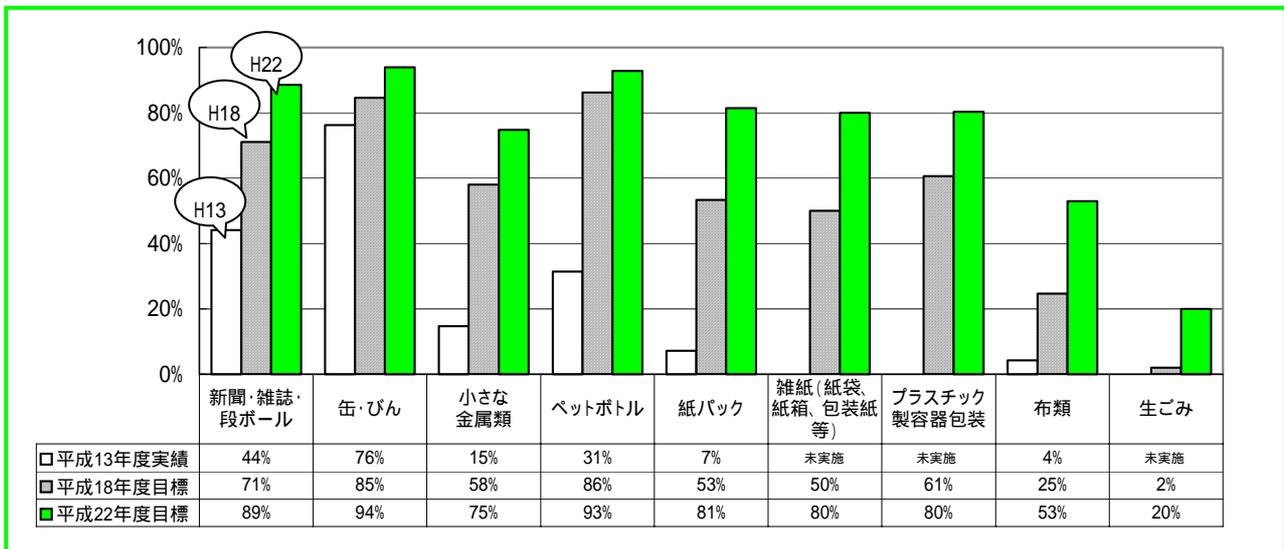
平成 13 年度 (実績)	平成 18 年度 (中間目標)	平成 22 年度 (目標)
296 g	519 g	674 g

市民ひとり 1 日あたりのごみ排出量 (平成 13 年度実績に対する目標)

平成 18 年度	20% (250 g) 削減します。
平成 22 年度	33% (425 g) 削減します。

平成 13 年度 (実績)	平成 18 年度 (中間目標)	平成 22 年度 (目標)
1,274 g	1,024 g	849 g

ごみ組成からみた家庭から排出される資源物の回収率の目標

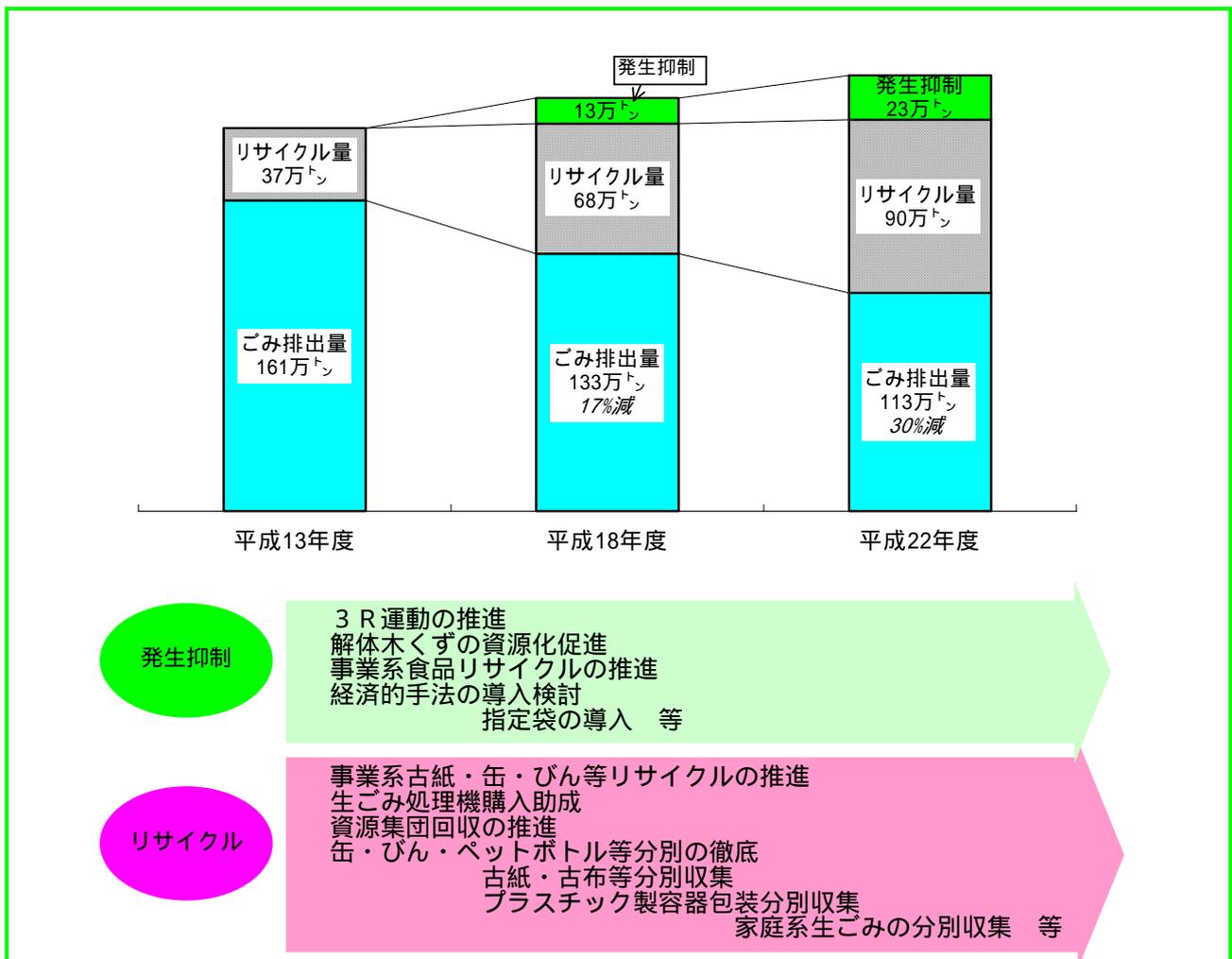


(7) ごみ量の将来見通し

	現 状	計 画	
	平成 13 (2001) 年度	平成 18 (2006) 年度	平成 22 (2010) 年度
総ごみ量	198 万トﾝ	214 万トﾝ	226 万トﾝ
発生抑制量		13 万トﾝ	23 万トﾝ
ごみ発生量	198 万トﾝ	201 万トﾝ	203 万トﾝ
リサイクル量	37 万トﾝ	68 万トﾝ	90 万トﾝ
ごみ排出量	161 万トﾝ	133 万トﾝ	113 万トﾝ
焼却量	159 万トﾝ	131 万トﾝ	111 万トﾝ
焼却灰量	30 万トﾝ	25 万トﾝ	21 万トﾝ
焼却灰再生利用量	1 万トﾝ	2 万トﾝ	19 万トﾝ
最終処分量	31 万トﾝ	25 万トﾝ	4 万トﾝ
人 口	346 万人	357 万人	365 万人

ごみとして排出されるもののうち、資源物として排出されるものを除く量をいいます。

ごみ排出量削減に向けた取り組み



5 目標達成に向けた基本方針

1 市民・事業者・行政が情報を共有

ごみの減量化・資源化の推進には、市民・事業者の協力と実行が不可欠であり、民の力を信じ、民の意欲に応え、民による活動を一層活発化させていく必要があります。

そのための基本は、徹底した情報の公開と提供であり、その共有です。廃棄物対策における課題を示すとともに、施策の透明性を高め、市としての説明責任を果たしていきます。

(1)ごみ・環境情報の提供	P21
(2)環境教育・環境学習の推進	P22
(3)普及・啓発活動の推進	P23

2 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量化を推進

ごみの減量をすすめるため、生産・流通段階のいわゆる上流において、ごみの発生抑制がなされることが重要であり、さらに、ものを大切に作る生活スタイルを実践していくことが求められています。

排出者責任・拡大生産者責任を明確にするとともに、市民・事業者・行政がお互いに知恵を出し、工夫をして、力を出し合い、全力で減量化・資源化をすすめられるよう、わかりやすい目標を掲げ、ごみの減量・3R活動に市民全体で取り組む運動を展開します。

(1)ごみの減量・3R推進運動の促進	P24
(2)経済的手法等の検討	P25

3 徹底的なごみの分別と資源化

全市民・全事業者が参加・協力できるごみの分別と資源化のしくみをつくり、行政が積極的に動き、説明し、強力に働きかけます。

市民・事業者は、徹底した分別など、積極的な取り組みを実践します。

家庭系ごみ対策

(1)分別の徹底・分別収集の拡充	P26
(2)資源集団回収の推進	P27
(3)資源デポの整備	P28
(4)事業者回収の促進	P29
(5)生ごみの資源化の推進	P30

事業系ごみ対策

(1)排出事業者による適正排出と資源化の推進	P31
(2)許可業者等による適正搬入と資源化の推進	P32
(3)率先した市の取り組み	P33
(4)静脈産業の育成	P34

4 環境に配慮したごみ処理の推進

ごみの発生抑制を第一に再使用、再生利用を促進し、できる限り焼却・埋立処分しないしくみをつくるとともに、なお残るごみについては安全、安定的に処理・処分するため、環境負荷の低減や環境との調和に配慮するとともに、ごみ量に見合った焼却能力を維持し、長期にわたり安定的に処分場を確保していきます。

また、収集・運搬、処理・処分の各段階における業務について、さらに徹底したコストの削減、費用対効果を考えた事業の計画・運営をはかります。

(1)収集・運搬	P35
(2)リサイクル関連施設等の整備・運営	P36
(3)ごみ焼却工場の運営・管理	P37
(4)最終処分場の運営・管理と整備	P38
(5)リサイクル技術、処理技術等の調査・研究	P39

5 環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進

「環境行動都市」の創造に向け、区役所や地域との連携を深め、身近な生活環境を保全するための市民や事業者による自主的な取り組みをコーディネートします。

(1)地域からの美化活動の推進	P40
(2)不法投棄防止対策の推進	P41

市民の力で
環境行動都市よこはま
の実現に
チャレンジ!!

6 基本方針に基づく施策

(1) 市民・事業者・行政が情報を共有

ごみ・環境情報の提供

「ごみ問題の現状はどうなっているのか?」「なぜごみを減らすことが必要なのか?」

といった視点から、ごみ問題を正しく理解し、市民や事業者が自ら判断し具体的に行動していくための情報を、積極的に提供します。

そのため、ごみ処理やリサイクルにかかる費用や環境に与える負荷についての情報を市民や事業者に的確にわかりやすく伝えます。

また、ごみ処理に関わる各種の施策の効果や、環境リスクに関する情報の公開、提供など、行政としての説明責任を果たしていきます。

さらに、あらゆる広報媒体を利用し、広く情報提供を行うとともに、インターネットを活用した迅速できめ細かな対応をすすめていきます。

項目	取り組み
ごみ・環境情報に関する資料作成 - 提供のシステム化	ごみ問題を環境問題として理解するための情報提供 ごみ・環境に関する最新情報の提供
ごみ・環境問題に関する積極的な情報提供	ごみ量やごみ処理経費などのデータ、ダイオキシン類測定結果など、環境情報の迅速な提供 ごみ処理・リサイクル技術の動向、リサイクル情報、製品情報(ライフサイクルコストなど)などの収集と提供 3Rに関する様々な情報をインターネットを活用して提供していくシステムの整備 すべての職員が広報の重要性を理解し、実践
きめ細かな情報の提供	区役所や収集事務所など市民に身近な施設からのごみ・環境情報の発信 市民向け広報：地域レベルにおける説明会の開催、地域イベントなどでの積極的な情報提供 事業者向け広報：事業者の業種や業態に応じたきめ細かな情報提供 集積場所等における効率的な広報の実施

環境教育・環境学習の推進

ごみ問題に対する理解と関心を高め、市民が自ら情報を選択し、実際に行動できるよう、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、あらゆる機会をつうじて、地域と連携しながら、継続的な環境教育・環境学習を市全体で推進していきます。

項 目	取 組 み
市民のライフステージに応じた多様な環境教育・環境学習機会の提供	<p>環境教育・環境学習の機会を拡大するため、学校教育、消費者教育、生涯学習（教育委員会、経済局、環境保全局、区役所など）との連携の推進</p> <p>ごみ処理施設の見学機会の拡大（説明スタッフの養成など受入体制の充実）</p> <p>収集事務所やごみ焼却工場の職員を、ごみ・環境問題に関する情報の提供者として地域や学校、事業所などへ派遣</p> <p>年齢等に応じた情報提供、学習機会の提供</p> <p>リサイクル施設や公共施設における3R講座の実施</p>
学校における環境教育への支援	<p>「総合的な学習の時間」における環境学習への支援</p> <p>教育委員会との連携による学習教材の開発</p> <p>ごみ処理施設の見学機会の拡大</p> <p>分別排出や収集作業の体験学習機会の提供</p> <p>地域清掃（河川・道路・公園など）への支援</p>

市民・事業者の要望に応じて、ごみを出さない工夫やごみの出し方、ごみの処理方法、資源として活用する方法について、アドバイスしたり、市民・事業者の3Rの取り組み状況を調査し、情報化して普及啓発に活用するなど、地域におけるごみ問題解決に向けたコーディネート役を果たします。

普及・啓発活動の推進

ごみを減らすには、具体的に何をすればいいのか、リサイクルの対象となる「モノ」や排出ルールなどについて、市民や事業者にわかりやすく伝え、具体的な減量化・資源化行動を誘導していきます。

地域で行われているごみの減量・3R推進運動などの積極的な実践や、清潔できれいな街並みを維持していくために必要な行動を、市民や事業者に働きかけていきます。

項目	取り組み
市民活動への支援等	インターネット等の活用による積極的な情報提供 3Rに取り組むグループ等への活動の場の提供と取り組みのPR 市民のための不用品交換システムの整備 市民自らの不用品持ち込みによるリサイクルプラザ等の利用効率の向上 地域のニーズに応じた、3R推進に向けた講習や講座などの開催 各区におけるリサイクル関連イベントの開催と、3R施策のPRの推進 ごみ・環境問題に取り組むNPO活動の積極的なPR
市民・事業者による、減量化・資源化に向けた役割への理解	排出者責任や拡大生産者責任の考え方に対する市民・事業者の理解と協力を深める広報の推進
事業所への積極的な研修機会の提供	インターネット等の活用による積極的な情報提供 研修会の定期的な開催、事業者間の交流の推進

「市民・事業者・行政が情報を共有」に関する市民意見

循環型社会を形成するためには、子どもたちへの環境教育が重要だと思う。

給食の生ごみ資源化など、学校で子どもたちが参加・実践できるような施策が必要だ。

(中期政策プランに寄せられた市民意見より)

子どもの成長段階に応じたキメ細かな学習カリキュラムを組み込み、長期にわたり学習させ、自らゴミ問題を考えられる力を育成することが大事。

理解しやすいリーフレット、パンフレット、手引きなどの作成と配布が必要。

(廃棄物減量化・資源化等推進審議会中間とりまとめに対する市民意見より)

(2) 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量化を推進

ごみの減量・3 R (Reduce Reuse Recycle) 推進運動の促進

持続可能な循環型社会の形成に向けて、市民一人ひとりが生活のあらゆる面で、物資の利用削減、再利用、再生利用を心がけていく必要があります。

徹底したごみの減量化・資源化の推進には、市民・事業者・行政がごみ・環境情報を共有し、理解し、さらに信頼しあうことが重要です。その上で、わかりやすい目標を掲げ、市民・事業者が参加・協力できるしくみをつくり、市民・事業者・行政が一体となっ、お互いに知恵を出し、工夫をして、力を出しあい、全力をあげて、ごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。

そのために、行政がまず、積極的に動き、市民・事業者に説明し、強力に働きかけ、市民・事業者は、徹底的な分別など、積極的な取り組みを実践します。

そこで、全市民・全事業者が参加する、ごみの減量・3 R 推進運動を展開するため、市及び各区に推進組織を設けます。

また、環境事業局職員は、地域での活動と連携し、3 R 推進運動を展開するとともに、各区、地域に出向き、積極的に指導・啓発等を行います。

項目	取り組み
3 R 推進運動組織の結成	市民・事業者・行政が減量化・資源化目標を共有 3 R 実践行動の普及啓発活動の推進 地域説明会、集積場所での立会による普及啓発や指導等、分別排出の徹底に向けた取り組みの実施 地域における自主的な3 R 活動の促進
地域の3 R 活動支援	活動の場としての公共施設等の提供や情報の提供など、市民、NPO等の自主的な3 R 活動への支援 地域における環境学習活動への支援
容器包装の減量化の促進	容器包装等の削減に向けた「環境にやさしい取組み行動協定の締結店」の拡大 レジ袋・紙袋など容器包装削減、再生利用等促進物の店頭回収などを促進するため、市民・事業者が連携した取り組みの強化

経済的手法等の検討

経済的手法は、ごみの発生抑制や分別の促進をはかるとともに、市民がごみの減量化・資源化を意識し、行動していくうえでのインセンティブとなるしくみのひとつです。

排出者責任を明確にするるとともに、ごみの排出抑制・リサイクルをすすめるための方策として、廃棄物減量化・資源化等推進審議会の答申*をふまえ、家庭ごみの有料化などの経済的な手法をはじめとする、様々な手法について検討を行います。

項目	取り組み
経済的手法の導入等の調査・検討	家庭ごみ有料化についての調査・検討 デポジット制度 ¹ についての調査・検討 レジ袋税など環境税 ² に関する調査・検討 他都市調査の実施

- 1 製品本来の価格に預かり金（デポジット）を上乗せして販売し、消費されて不要になった製品などが所定の回収システムに返されるときに預かり金が返還される（リファンド）制度のことです。
- 2 汚染物質の排出抑制など環境政策のための租税政策手段であると同時に、環境政策費用を原因者からその寄与の程度に応じて負担される財源調達目的を合わせもつ税のことをいいます。

* 廃棄物減量化・資源化等推進審議会の答申とは

平成7年11月の答申「今後のごみ処理経費の適正負担とこれに伴うごみ処理のあり方について」において、「ごみは出せば行政が無料で処理してくれるという意識を変え、過剰包装商品等を買わない、資源として再生可能なものはごみとしてではなく資源物として排出するという減量化・資源化の方向に市民意識を転換するためには、家庭から排出されるごみに対して、有料化を導入することが必要と考えられる。」としています。

さらに、平成13年12月の答申「一般廃棄物処理計画の改定に向けた基本的な考え方について」においては、「本審議会ですでに答申している、家庭ごみ処理手数料の有料化について、早急に調査・検討することが望ましい。」としています。

「市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量化を推進」に関する市民意見

分別収集の拡大には住民の意識改革が必要だ。

ごみの有料化・レジ袋への課税などを検討してほしい。

（中期政策プランに寄せられた市民意見より）

飲料水のびん、缶、ペットボトルなどはデポジット制度の導入を図り、生産者が後始末をすべき。

（廃棄物減量化・資源化等推進審議会中間とりまとめに対する市民意見より）

(3) 徹底的なごみの分別と資源化

家庭系ごみ対策

分別の徹底・分別収集の拡充

【分別収集の拡大】

新たにペットボトル以外のプラスチック製容器包装や古紙・古布などの分別収集を実施するなど、市民が参加・協力できるシステムをつくり、市民の徹底した資源物などの分別を呼びかけていきます。焼却・埋立処分が必要となるごみをできる限り削減し、廃棄物による環境への負荷を極力低減していきます。

【分別排出の徹底】

分別収集などの資源化システムへの積極的な参加・協力、分別排出の徹底に向けた実践行動を市民に求めています。分別指導の強化や指定袋の導入などにより、市民の分別排出を促し、資源物などの回収量・回収率の拡大をはかります。

項 目	取 り 組 み
分別収集の拡大	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の分別収集の検討・実施 蛍光管やスプレー缶、ガラス・陶磁器くずなど不燃物の分別収集・分別回収の検討・実施 新聞・雑誌・段ボールや雑紙（包装紙、紙袋、紙箱など）などの古紙、古着・古布の分別収集の検討・実施 費用対効果やL C A的評価の実施 他都市等と連携した制度改正への取組
分別排出の徹底	指定袋制度の導入による適正排出・分別排出指導の強化 分別収集品目、収集方法、回収方法の周知、P Rの推進と説明会の開催 さらなる分別排出の徹底に向けた収集方法などの検討・実施

資源集団回収の推進

ごみの減量化・資源化では、市民の自発的・自主的な実践行動が不可欠です。

現在、自治会や町内会、子供会、老人会などの団体が、地域におけるごみ減量化・資源化行動の実践活動として、自主的に取り組んでいる古紙や古布などの資源集団回収を、引き続き支援するとともに、回収品目に雑紙（包装紙、紙袋など）を加えるなど、拡充をはかります。

また、資源集団回収が実施されていない地域への資源集団回収実施に向けた働きかけをすすめ、市民の自主的なごみの減量化・資源化の実践を促進します。

項 目	取 り 組 み
資源集団回収の推進	資源集団回収品目に雑紙（包装紙、紙袋等）を追加するなど、資源集団回収の充実 地域とつながりの強い区役所と連携した、未実施地域への資源集団回収実施の働きかけ

資源デポ（常設の資源回収拠点）の整備

多様なルートを確保し、市民の自主的な分別を推進するため、市民が自主的に紙類や布類などを持ち込める回収拠点として、市民利用施設などへの資源回収ボックスの設置を全区に拡大し、分別排出の利便性を向上させます。

設置場所については、市民への普及・啓発効果や地域における3Rの推進などの観点にたって選定し、周知をはかります。

また、地域の市民や事業者へ資源回収ボックスの設置や管理を委ねるなど、新たな設置・管理手法を検討し、すすめていきます。

項 目	取 り 組 み
資源デポの整備	資源回収ボックスの全区への設置拡大（53か所→100か所） 回収品目の拡大 市民、事業者による資源回収ボックスの設置の推進 市民等の3R活動の場や情報発信機能をもつ、常設のリサイクル拠点の整備

事業者回収の促進

拡大生産者責任に基づく役割として、製品や容器等の製造や販売などを行う事業者は、自ら、製品などが使用されたあとのものを引き取るという責務があります。

本市では、再生利用等促進物制度に基づく店頭回収などをすすめてきており、今後も事業者回収を推進していきます。

「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下、「資源有効利用促進法」という。)や業界団体の取り組み状況をふまえ、二次電池などの希少金属・重金属などを含む製品や、在宅医療にともなって排出される特別な管理が必要な廃棄物のほか、排出禁止物や適正処理困難物などの事業者による自主回収を促進します。

項 目	取 り 組 み
事業者回収の促進	二次電池、蛍光管等の回収・リサイクルシステムの構築 店頭回収実施店舗の周知 新聞古紙等の新聞販売店回収の拡大 家庭から排出される医療系廃棄物が安全に回収されるシステムの構築 資源有効利用促進法に基づく家庭用パソコン回収の円滑な推進 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下、「自動車リサイクル法」という。)に基づく廃自動車回収の円滑な推進

生ごみの資源化の推進

家庭から排出されるごみの約30%は厨芥類であり、台所などから排出される生ごみです。市民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルに転換し、ものを大切にするライフスタイルを実践するなかで、食べ残しや料理の作りすぎをなくし、生ごみの発生量そのものを減らしていくことが重要です。

そのうえで、家庭での生ごみの減量化・堆肥化をすすめるため、これまでの家庭用コンポスト容器に加え、電気式生ごみ処理機への購入助成を実施し、市民の自主的なごみの減量化・資源化を促進します。

また、生ごみの減量方法や家庭用コンポスト容器等の効果的な利用方法などを、積極的に情報提供します。

項目	取り組み
家庭用コンポスト容器の普及拡大	家庭用コンポスト容器の購入助成 菌類等を使用した容器への購入助成の実施 効果的な利用方法などの積極的な情報提供
電気式生ごみ処理機の普及拡大	電気式生ごみ処理機の購入助成の実施
生ごみ資源化対策の推進	家庭系生ごみの分別収集の検討・実施 バイオガスなど新たな資源化技術の調査・検討

「家庭系ごみ対策」に関する市民意見

ごみの、より細かな分別収集を実施し、減量化・資源化をはかるべきだ。

プラスチックの分別収集など、新たな分別収集に取り組んでほしい。

家庭用の電気式生ごみ処理機の補助制度を新設してほしい。

資源回収ボックスの設置を増やしてほしい。

(中期政策プランに寄せられた市民意見より)

紙類の分別収集も検討すべき。

店頭回収(メーカー責任にする)を素材毎に増やす。特に有害ゴミは品目別に店頭回収をする(メーカー引きとり)。

(廃棄物減量化・資源化等推進審議会中間とりまとめに対する市民意見より)

事業系ごみ対策

排出事業者による適正排出と資源化の推進

排出事業者には、排出者責任に基づき、自らの責任で減量化・資源化に取り組むことが求められています。

事業者から排出されるごみの分別をすすめるとともに、事業者への立ち入り指導を強化するなど、徹底的な減量化・資源化を推進していきます。

また、国に対しても事業者が自らの責務を果たすシステムを構築するよう、他都市と連携を取りながら、要望・提案していきます。

項目	取り組み
3 R 推進のための支援等	資源物（缶・びん・ペットボトルや古紙など）を焼却工場搬入禁止物に指定することによる資源化の推進 解体木くずなどの焼却工場への受け入れ中止による資源化の推進 排出事業者責任による、生ごみやせん定枝の資源化の推進 資源物への一般廃棄物管理票（マニフェスト）導入 中小事業所に対する 3 R 関連情報の提供 排出事業者と許可業者・資源化業者が連携してリサイクルに取り組めるように誘導（古紙や生ごみなど） 業種・業態に応じた個別指導 従業員研修のための資料などの提供
3 R 優良企業の表彰制度	3 R 推進に取り組んだ優良事業所の積極的な顕彰 取り組み状況の積極的な広報
古紙等、資源物の共同回収の推進	商店街などでの資源物共同回収の推進 オフィス町内会活動の推進 商店街の空き店舗などを活用した回収拠点の設置誘導
中小事業所への適正排出指導、許可業者収集への移行の促進	排出実態が把握できていない中小事業所への指導の強化 収集事務所の相談機能の強化 減量・資源化パンフレットの配布による適正排出・分別排出指導の強化

廃棄物の処理の流れを把握して、最後まで適正に処理されることを確保するために、廃棄物の種類・数量、運搬または処分の受託者の氏名などを記載した管理票をマニフェストといいます。

許可業者等による適正搬入と資源化の推進

許可業者は、ごみの適正処理だけでなく、減量化・資源化の推進に向け、いわゆる静脈産業として重要な役割を担っています。

一般廃棄物にまぎれて搬入されている産業廃棄物や他都市ごみの不適正搬入の防止とともに、きめ細かな資源化の目標を定めるなど、許可業者による資源化への取り組みを強化していきます。

項目	取り組み
ごみ処理施設への適正搬入の推進	監視設備の設置などによる搬入物検査体制の強化 収集実態の調査、業者指導の強化 工場搬入量管理システムの導入 収集車両運行管理システム導入への誘導
3Rの取り組みの促進	廃棄物・リサイクル関連の情報交換システムの構築 廃棄物・リサイクル関係の法制度等の情報提供 資源物の分別収集の拡大に向けた資源物ストックヤードの提供 許可業者の育成に向けた研修の実施
収集車両の低公害化の促進	融資制度等の情報提供 PM（粒子状物質）減少装置の導入指導の徹底 収集車両への低公害車導入の誘導
優良事業者表彰の充実	リサイクルや、適正な収集・運搬に取り組んだ優良業者の積極的な顕彰 広報紙などでの取り組みの紹介とPR

率先した市の取り組み

排出事業者として、市役所内の3R推進体制を強化し、庁内のごみの減量化・資源化を積極的に推進します。

また、ISO14001の認証を取得し、取り組み状況を公表するとともに、民間事業者の取り組みを誘導していきます。

項目	取り組み
排出事業者としての市役所の庁内3R	庁内3R推進体制の整備、3Rの推進 ISO14001の認証を取得、取り組み状況を公表し、民間事業者の取り組みを誘導
グリーン購入の推進	環境保全局との連携によるグリーン購入の推進と、市の取り組みの積極的な紹介
生ごみの減量化・資源化	小学校などの公共施設へのコンポスト設備の設置拡大 学校給食残さなど、生ごみの飼料化の推進 学校給食残さなどの生ごみ資源化の取り組みを、ごみ・環境教育に積極的に活用
グリーンコンポスト事業の推進	緑政局との連携によるグリーンコンポスト事業（緑のリサイクル事業）の推進

静脈産業の育成

有限な資源を大切に、可能な限り再使用・リサイクルをすすめ、循環型のシステムを構築するため、廃棄物の運搬や選別・資源化、リサイクル製品への加工や流通などに関わる、いわゆる静脈産業の重要性はますます高まっています。

リサイクル事業者などへの3R事業の実施や拡大に向けた助言などを行い、静脈産業の育成、誘致をすすめます。

項目	取り組み
静脈産業の経営基盤の安定化	経済局などと連携した静脈産業育成策の推進 リサイクル事業者への新たなリサイクル関連法対応の助言・指導 再生品などの利用拡大に向けた普及啓発の推進 技術情報などの提供
生ごみ再生利用の推進	リサイクル施設建設に関する相談機能の強化 リサイクル施設の設置誘導 排出事業者への情報提供
リサイクルに関する情報の提供	リサイクル法などに基づく製造事業者等の取り組みの情報提供 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRT法）などに基づく製品のリスク情報の提供 食品リサイクル、パソコン・リサイクル、自動車リサイクルなど、リサイクル関連情報の提供

「事業系ごみ対策」に関する市民意見

横浜市の環境自治体づくり（庁内のごみの減量化・資源化、グリーン購入、省エネ、省資源、低公害車の導入など）を推進すべきだ。

（中期政策プランに寄せられた市民意見より）

事業系ゴミを減らすよう事業所に対する指導をもっと本格的にし、処理費用などを実費請求する。ゴミの搬入チェックを形式的でなくもっと実質的にしてもらいたい。

市役所をはじめとした公共施設でのごみ箱の廃止、分別の徹底など市民や事業者の見本となるべき。

静脈市場、リサイクル市場などトータルで考えた社会システムの形成も考慮してほしい。

（廃棄物減量化・資源化等推進審議会中間とりまとめに対する市民意見より）

(4) 環境に配慮したごみ処理の推進

収集・運搬

ごみの収集・運搬においても、徹底したコストの削減、費用対効果を考慮した業務の運営が求められています。安全性や信頼性に十分配慮しつつ、効率的・効果的な事業執行の観点から、民間活力を導入できるものはできるだけ活用していきます。さらに、既存の事務事業の見直しや徹底したコストの削減をはかり、収集・運搬の効率化を一層推進します。

今後の収集事務所の役割やあり方を検討し、機能を強化するとともに、生活スタイルの多様化や高齢社会の到来に配慮した、サービスの改善・向上策を検討し、実施します。

また、収集運搬車両などの低公害化をはかり、収集・運搬における環境負荷の低減をはかります。

項目	取り組み
収集事務所機能の充実	区役所や地域と連携した、市民・事業者等の自主的な減量化・資源化活動の支援などの役割を考慮した機能の強化 地域における3R推進の拠点としての機能強化 区役所と連携した、情報発信機能や、清掃活動・美化活動支援のための機能の強化
運営の効率化・サービスの向上	家庭ごみ収集の一部地域における民間委託の試行と方向性の検討 輸送事務所の委託または廃止によるコストの削減・効率化の推進 ボランティアなどによる地域での自発的なごみ出し支援の活動をふまえ、高齢者世帯・障害者世帯を対象とした家庭ごみ持ち出し収集の調査・検討 粗大ごみ受付システムへのインターネット機能の付加
ごみ集積場所の確保、適切な管理の推進	ごみ集積場所の美観の向上 小規模集合住宅へのごみ排出場所設置の指導 小規模宅地開発におけるごみ集積場所設置の指導
収集車輛の環境対策の強化	天然ガス自動車などの低公害車の導入 PM（粒子状物質）減少装置の装着
収集作業の安全性の向上	安全作業マニュアルの周知徹底

リサイクル関連施設等の整備・運営

ごみの減量・リサイクルの推進にあたって必要となる、資源選別施設などのリサイクル関連施設等については、PFI手法の導入や民間委託など、民間活力を導入した整備手法を検討し、実施していきます。

また、焼却残さの資源化をさらに推進するとともに、新たな資源化技術についても、調査・検討をすすめます。

項目	取り組み
資源選別施設の整備・運営	民間活力を導入した施設整備・運営手法の検討・実施 ガラスカレットの回収率の向上 分別収集品目の拡大等にあわせた資源選別施設の整備 既存施設の有効活用
焼却残さ資源化施設の整備・運営	焼却残さの資源化の推進 焼却残さの溶融処理など、焼却残さの安定化、資源化方策の検討・実施 溶融処理によるスラグの道路路盤材への利用の促進や、新たな利用先の確保などの検討と事業化 民間委託やPFI手法など民間活力を導入した施設整備の実施 新たな資源化技術の調査・検討
リサイクル活動拠点の充実	公共施設内へのリサイクル活動拠点の整備 NPOなどによる不用品交換システムづくりの推進

ごみ焼却工場の運営・管理

ごみの減量化・資源化を徹底的にすすめ、目標を達成するとともに、ごみ焼却工場を補修し、長寿命化をはかりながら大切に使用していきます。

また、受入時間の拡大など、サービスの向上をはかるとともに、適正な運転管理を行い、焼却によって発生する熱エネルギーを有効活用するなど、環境負荷の低減につとめます。

なお、ごみの減量化・資源化の推移を見ながら、ごみ焼却工場の改修計画について検討していきます。

項目	取り組み
環境対策の充実	有害物質等を含むごみの搬入規制 適切な運転管理などによるダイオキシン類の発生抑制など環境対策の強化
運営管理の効率化等	施設の長寿命化による効率的な運営・管理
市民に開かれたごみ焼却工場への取り組み	施設見学に積極的に対応するための受入体制の充実 施設見学会開催の充実
窓口サービスの向上	事業系ごみの搬入受付時間の拡大
ごみ焼却工場の改修計画	ごみの減量化・資源化の推移をみながら、検討
余熱利用施設	金沢工場余熱利用施設の整備

「環境に配慮したごみ処理の推進」に関する市民意見

ごみ集積場所のマナーやルールづくりについて検討してほしい。

高齢者などに配慮した、ごみ収集をしてほしい。

有害化学物質（ダイオキシン・PCB等）の実態調査や防止対策・適正処理をすすめてほしい。

（中期政策プランに寄せられた市民意見より）

週に何度も収集日があるため、いつでもゴミを出せるような状態は、排出抑制のためには好ましくない。普通ごみは週2回に減らし、その分、資源の分別収集を増やす。

何でも燃やす混合収集、混合焼却は処理や処分に膨大な経費を必要とし、収集、運搬等環境負荷も与える。

生ごみ、紙の順に脱焼却をしてほしい。

（廃棄物減量化・資源化等推進審議会中間とりまとめに対する市民意見より）

最終処分場の運営・管理と整備

持続可能な循環型社会の形成をめざし、廃棄物による環境負荷を極力削減するため、徹底的なごみの減量化・資源化をすすめ、焼却や埋立処分が必要となるごみの排出量を削減していきます。

その上で、市内唯一の内陸処分場である神明台処分地については、ごみの減量化・資源化をすすめてもなお残る焼却残さ等を埋め立て処分していくため、有効に活用していきます。また、南本牧第2ブロック最終処分場についても、できる限りの延命化をはかっていきます。

最終処分場も市民の大切な資源です。神明台処分地第7次 期以降の残容量の活用については、調査結果等をふまえ、新たな埋立計画を策定するとともに、南本牧ふ頭第5ブロックにおいて新たな最終処分場を確保します。

項 目	取 組 み
最終処分場への負荷の低減	3 Rの推進 焼却残さの有効利用の推進
環境対策の充実	車輛の安全通行や処分地周辺の美観の保持、環境保全林の整備・確保など、周辺環境への配慮 埋立物の飛散防止対策や浸出水の高度処理、環境調査の実施など、環境保全対策の推進
市民に開かれた最終処分場への取り組み	施設見学への積極的な対応 施設見学会開催の充実
既存処分場の有効活用	神明台処分地および南本牧第2ブロック最終処分場の有効活用
新規処分場の確保	南本牧ふ頭第5ブロックの確保

リサイクル技術、処理技術等の調査・研究

現在、収集・運搬や処理・処分、リサイクル、環境保全技術など、廃棄物に関する新たな技術開発が様々なところですすめられています。また、製品メーカー等では、リユースやリサイクルのしやすい製品の開発などもすすめられています。

これらの動向は処理方式だけでなく、廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルなど、処理システム全体に影響を与えます。

将来の3R・処理・処分のあり方を検討するため、リサイクル技術や処理技術等の継続的な調査・研究を行います。

項 目	取 り 組 み
収集・運搬、処理・処分技術の調査・研究	より効果的で、安全・安定した収集・運搬、処理・処分システムの継続的な調査・研究 効率的で環境負荷の少ない収集運搬方式の検討 中間処理、埋立処分等に関する新技術等の調査・研究
適正処理技術の調査や分別収集方法の評価	組成分析などに基づく適正処理技術の検討、分別収集の評価の実施
資源化技術の調査・研究	灰溶融など焼却残さ資源化技術の調査・研究 分別収集などで回収したものの資源化技術の調査・研究 資源化されたものの利用拡大に向けた調査・検討
ごみ質等の基礎研究	組成分析などごみ量推計等の基礎となるデータの調査 「モノ」の流れの管理に向けた調査・研究 有害物質含有製品等の生産量や含有量等の調査
環境管理手法等の検討・調査	L C A 的評価手法の検討 処理施設等における環境会計の導入検討 P R T R 法に基づくごみ焼却工場等におけるダイオキシン類等化学物質の排出実態の把握

(5) 環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進

地域からの美化活動の推進

区役所に配置されている街の美化担当の機能を強化し、「自分たちの街は自分たちの手できれいに」の考えのもとに、自治会・町内会や、ボランティア・NPO、企業などと連携して、市民の自主的な美化活動を推進します。

項 目	取 組 み
収集事務所と区役所との連携の促進	区役所の街の美化担当の機能強化による美化活動の推進 地域のボランティアやNPOなどへの支援機能の整備
クリーンタウン横浜事業の推進	都心部及び各区美化推進重点地区等での美化推進員活動の推進 ポイ捨て防止に向けた効果的な対策の実施
美化ボランティアの育成	美化ボランティアの育成 市民・事業者などによる自主的な美化活動の推進 企業清掃、地域・町内会清掃の活性化
地域や町内会での市民参加型の美化活動の推進	ごみ拾いイベントなどの実施 商店街などとの連携による美化イベントの実施

不法投棄防止対策の推進

不法投棄は、良好な地域環境を損なう環境犯罪です。不法投棄を事前に防止するため、地域住民や警察等関係機関と連携してパトロールを実施するとともに、不法投棄多発地点に警告看板や警報装置を設置して不法投棄の未然防止をはかります。

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の撤去・処分を適正かつ迅速に行うとともに、関係機関と連携し放置されにくい環境づくりをすすめます。

また、関係機関と協力し、自動車リサイクル法の円滑な実施につとめます。

項 目	取 り 組 み
監視の強化	不法投棄多発地域の監視の強化 警察との連携などによる取締り体制の強化 不法投棄防止対策会議の開催と広報や看板による啓発 地域と連携した夜間監視パトロールの実施 警報装置の設置
不法投棄物の撤去と適正処理の推進	区役所の街の美化担当を窓口・調整機関とした迅速な対応 不法投棄物の適正処理の推進 不法投棄された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品目のリサイクル費用を事業者が負担することについて関係機関へ要望 新たなりサイクル制度対象品目の不法投棄物のリサイクル費用を事業者が負担することについて関係機関へ要望
啓発活動の推進	不法投棄防止啓発活動の継続的な実施
放置自動車等の撤去・処分の迅速化	放置自動車の適正かつ迅速な処分 放置自動車の認定手続きの迅速化
自動車リサイクル法への対応	関係機関との協力による自動車リサイクル法の円滑な実施 自動車リサイクル法関連の情報提供

「環境にやさしい、きれいなまちづくり」に関する市民意見

ごみやタバコのポイ捨て対策を充実してほしい。

家電リサイクル法施行以来、不法投棄が見受けられるので、行政でパトロール等を行ってほしい。

（中期政策プランに寄せられた市民意見より）

平成 14 年度ごみの減量化・資源化、ポイ捨て防止ポスターコンクール入賞作品より



本町小学校 1年 太田みなみさんの作品



駒岡小学校 6年 横田千尋さんの作品

(6) 施策のスケジュール

施 策	H14	H18	H22
市民・事業者・行政が情報を共有			
ごみ・環境情報の提供	推進	→	
環境教育・環境学習の推進	推進	→	
普及・啓発活動の推進	推進	→	
市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量化を推進			
ごみの減量・3R推進運動の促進	推進	→	
経済的手法等の検討	調査・検討	→	
徹底的なごみの分別と資源化			
家庭系ごみ対策			
分別の徹底・分別収集の拡充 ・分別収集の拡充 ・指定袋制度の導入		モデル実施 市内全域実施 → 試行 本格導入 →	
資源集団回収の推進	推進	→	
資源デポの整備	推進	→	
事業者回収の推進	推進	→	
生ごみの資源化の推進 ・電動式生ごみ処理機購入助成 ・家庭系生ごみ分別収集の検討		モデル実施 本格実施 → 検討・実施 →	
事業系ごみ対策			
排出事業者による適正排出と資源化の推進	推進	→	
許可業者等による適正搬入と資源化の推進	推進	→	
率先した市の取り組み	推進	→	
静脈産業の育成	推進	→	

施 策		H14	H18	H22
環境に配慮したごみ処理の推進				
収集・運搬 ・ 運営の効率化、サービスの向上 ・ 収集車輛の環境対策の強化	推進	→		
	推進	→		
リサイクル関連施設等の整備・運営 ・ 資源選別施設の整備・運営 ・ 焼却残さ資源化施設の整備・運営	推進	→		
	推進	→		
ごみ焼却工場の運営・管理 ・ 環境対策の充実 ・ 効率化の推進	推進	→		
	推進	→		
最終処分場の運営・管理と整備 ・ 環境対策の充実 ・ 新規処分場の確保	推進	→		
	推進	→		
リサイクル技術、処理技術等の調査・研究	推進	→		
環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進				
地域からの美化活動の推進	推進	→		
不法投棄防止対策の推進	推進	→		